

夏季の節電・省エネルギー対策について

～節電へのご協力をお願いします～

今夏、四国電力管内では、電力不足が懸念されています。7月2日から9月7日(8月13日～15日を除く、平日9:00～20:00)の間、2010年比7%以上の節電を目安に無理のない範囲でご協力をお願いします。特に、13:00～16:00の節電をお願いします。

節電アクション

節電メニュー(例)

<空調>

- ・室温28℃を心掛ける(設定温度+2℃に)。(節電効果10%)
 - ・“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。(節電効果10%)
 - ・無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。(節電効果50%)
- ※熱中症にご注意ください。適切な室温管理や水分補給に注意し、無理のない範囲でご協力ください。

<冷蔵庫>

- ・設定温度を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込み過ぎないようにする。(節電効果2%)

<照明>

- ・日中は不要な照明を消す。(節電効果5%)
- ・照明器具を購入するときは、省エネ型の電球形蛍光灯やLED電球などを選択する。

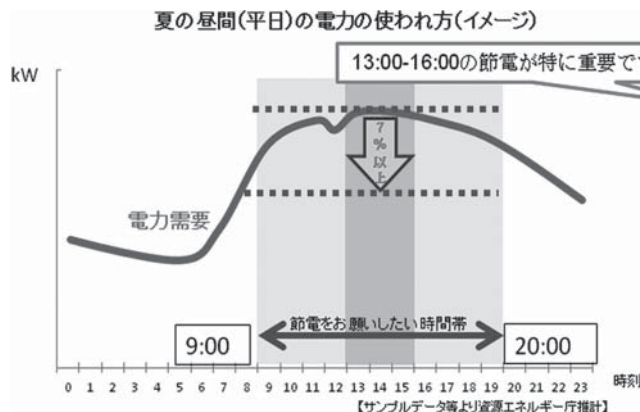
<電力消費機器>

- ・テレビを省エネモードに設定し、画面の輝度を下げ、不要なときは消す。(節電効果2%)
- ・本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く。

(節電効果2%)

- ・電力消費が大きい電気製品の日中(13:00～16:00)の使用をできるだけ避ける。

例)アイロン、電気ポット、電子レンジ、食器洗い機、洗濯乾燥機、掃除機など。



環境キャラクター「エコくん」

節電メニュー等、節電に関する情報を掲載しています!!

詳しくはホームページへ。

四国経済産業局

検索

今夏の電力需給対策

<http://www.shikoku.meti.go.jp>



児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届のお知らせ

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必要です。また、特別児童扶養手当を受給されている方は所得状況届の提出が必要です。提出されないと8月以降の手当が停止となります。

▶ 受付期間及び時間

児童扶養手当 8月1日(水)～8月31日(金)
特別児童扶養手当 8月13日(月)～9月10日(月)
8:30～17:15(ただし、土、日曜日を除く。)

▶ 必要な物

- ・印鑑
- ・手当証書
- ・現況届・所得状況届各様式
- ・世帯全員の住民票(児童扶養手当受給者のみ)
- ・世帯分離証明書(該当者のみ)

- ・別居・監護申立書及び児童の住民票(該当者のみ)
- ・平成24年度所得課税証明書(平成24年1月2日以降に転入された方のみ)

▶ 注意事項

- ・現在所得制限などにより支給停止となっている方も提出してください。
- ・所得の申告は必ず行ってください。
- ・確認事項がありますので出張所、郵送では受け付けできません。
- ・児童扶養手当と特別児童扶養手当を両方受給されている方は、8月13日(月)以降に両手当とも提出してください。

▶ 問い合わせ 町民課

☎ 893-1117